

陸上自衛隊勝田駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	茨城県ひたち なか市	勝倉三千四百三十三番地
対象防衛関係施設 の区域	茨城県ひたち なか市	大字勝倉及び大字武田(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	茨城県ひたち なか市	青葉町、石川町、大字勝倉(次の図面に示す部分に限る。)、 大字金上(次の図面に示す部分に限る。)、大字武田(次の図 面に示す部分に限る。)、大字中根(次の図面に示す部分に限 る。)、大字東石川(次の図面に示す部分に限る。)、大字堀口 (次の図面に示す部分に限る。)、大平一丁目から四丁目まで、 表町、春日町、勝田泉町、勝田中央(次の図面に示す部分に 限る。)、勝田本町、小砂町一丁目(次の図面に示す部分に限 る。)、大成町、長堀町一丁目及び三丁目(いずれも次の図面 に示す部分に限る。)並びに東石川三丁目(次の図面に示す 部分に限る。)
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

